

安中市地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)  
～市役所向け～

令和5年度～令和12年度

令和5年4月  
安中市



## 目次

第1章 計画策定の背景と趣旨	1
1. 地球温暖化について	1
(1) 地球温暖化とは	1
(2) 地球温暖化の影響	2
(3) 地球温暖化の今後	2
2. 地球温暖化対策をめぐる国内外の動向	3
(1) 国際的な動向	3
(2) 国内の動向	3
(3) SDGs	4
3. 本市の計画の位置づけと計画期間	5
第2章 温室効果ガス排出量の推移と現状	7
1. 分野別の温室効果ガス(CO <sub>2</sub> )の排出量	7
(1) 国内の排出量	7
(2) 県内の排出量	7
(3) 本市の排出量	7
2. 温室効果ガス等の現況推計(本市における市有施設)	8
(1) 対象となる温室効果ガス	8
(2) 本市事業における温室効果ガス排出量(地球温暖化係数による炭素換算量)	8
(3) 本市事業におけるCO <sub>2</sub> 排出量に占めるエネルギー使用量等別の割合推移	9
(4) 本市における市有施設のエネルギー使用状況	9
第3章 温室効果ガス排出量削減目標	10
1. 2050年「カーボンニュートラル」の実現に向けて	10
(1) 温室効果ガス削減目標の考え方	10
(2) 温室効果ガス排出量削減目標	10
(3) 年度別の排出量目標	11
2. 目標年度に向けての方策	12
(1) エコカー導入の推進	12
(2) ごみ(一般廃棄物)の減量	12
(3) ZEB(Net Zero Energy Building)の導入	13
3. 目標年度における二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量	15
第4章 温室効果ガス排出削減のための取組	17
1. 市有施設における省エネルギー・省CO <sub>2</sub> 化の推進	17
2. 再生可能エネルギーの導入	18
3. 省資源の推進	19
4. 公用車の適正調達と使用の推進	20
5. グリーン購入の推進	21
第5章 計画の推進体制と進行管理	23
1. 計画の進行管理の考え方	23

2. 計画の進行管理 .....	23
(1) 役職及び主な役割 .....	23
(2) 組織 .....	24
(3) 計画の進捗状況の公表 .....	24
(4) PDCAによる進行管理 .....	24
資料編 .....	25
1. 本市における市有施設 のエネルギー使用状況 .....	25
2. 本市における温室効果ガス排出状況 .....	26

# 第1章 計画策定の背景と趣旨

## 1. 地球温暖化について

### (1) 地球温暖化とは

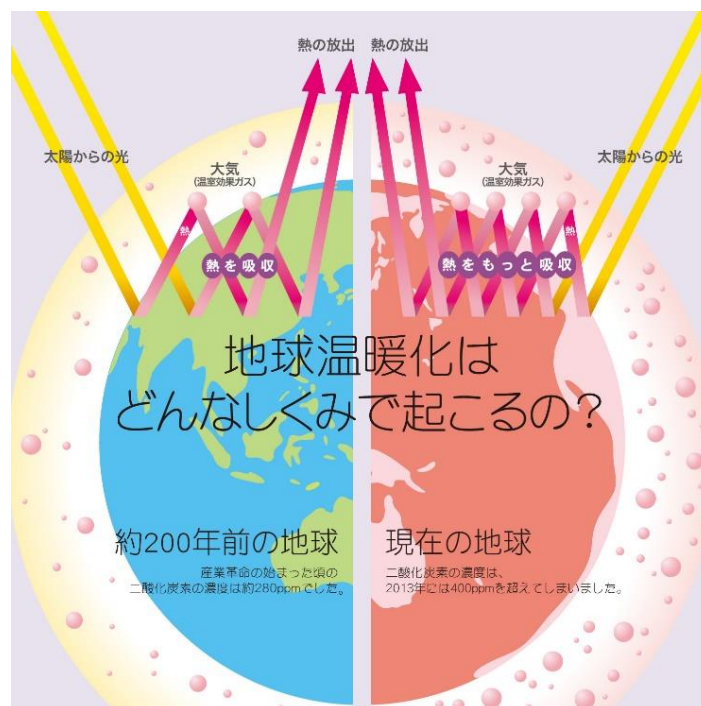
私たちの住んでいる地球の平均気温は、年々高くなっています。原因としては、近年の経済発展に伴う化石燃料の使用や森林の減少等により、大気中の温室効果ガスの濃度が急激に増加したことにあるとされています。

温室効果ガスは、その約9割を二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が占めていますが、2018年のCO<sub>2</sub>の平均濃度は407.8ppm(\*)となっており、産業革命以前の18世紀後半の平均的な値とされる278ppmと比較して47%増加しています。

地球は太陽からの日射エネルギーで地表が暖められ、暖められたエネルギーは主に赤外線として地表から放出されます。温室効果ガスにより、そのバランスが保たれ、地球の平均気温は14～15℃と生物にとって最適な温度となっています。温室効果ガスは宇宙へ放出される赤外線を吸収し地表面へ再放射する性質があるため、人間の活動によって温室効果ガスが増え過ぎると、宇宙へ放出される熱のうち地表面へ戻される割合が増え、地球の温度が上昇する（地球温暖化）こととなります。

このままのペースで温室効果ガスが増え続ければ、気温の上昇により自然界のバランスが崩れ、地球環境の悪化により、私たちの生活や健康に大きな被害がもたらされることとなります。

\*ハワイ州のマウナロア観測所で測定された2020年5月の平均CO<sub>2</sub>濃度は421ppmであり、現在のペースで上昇を続けると、2050年頃には500ppmを超えてしまうと言われています。



資料：JCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センター

## (2) 地球温暖化の影響

私たちは現在、地球温暖化に起因すると思われる大規模な気候変動に直面しています。平均気温の上昇、夏の猛暑や大型で強い台風や集中豪雨などによる自然災害の増加、暑さによる熱中症の増加などの健康被害や高温による農作物の被害など私たちの生活に大きな影響が出ています。

気候変動に対する対策としては、「緩和策」はもちろんのこと、被害の回避・軽減を図る「適応策」に取り組むことが重要です。「緩和策」は地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減であり、「適応策」は気候変動による影響に対応し、被害の回避・軽減を図り、生活や社会・経済の安定と健全な発展、自然環境の保全を図ることです。



資料：JCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センター

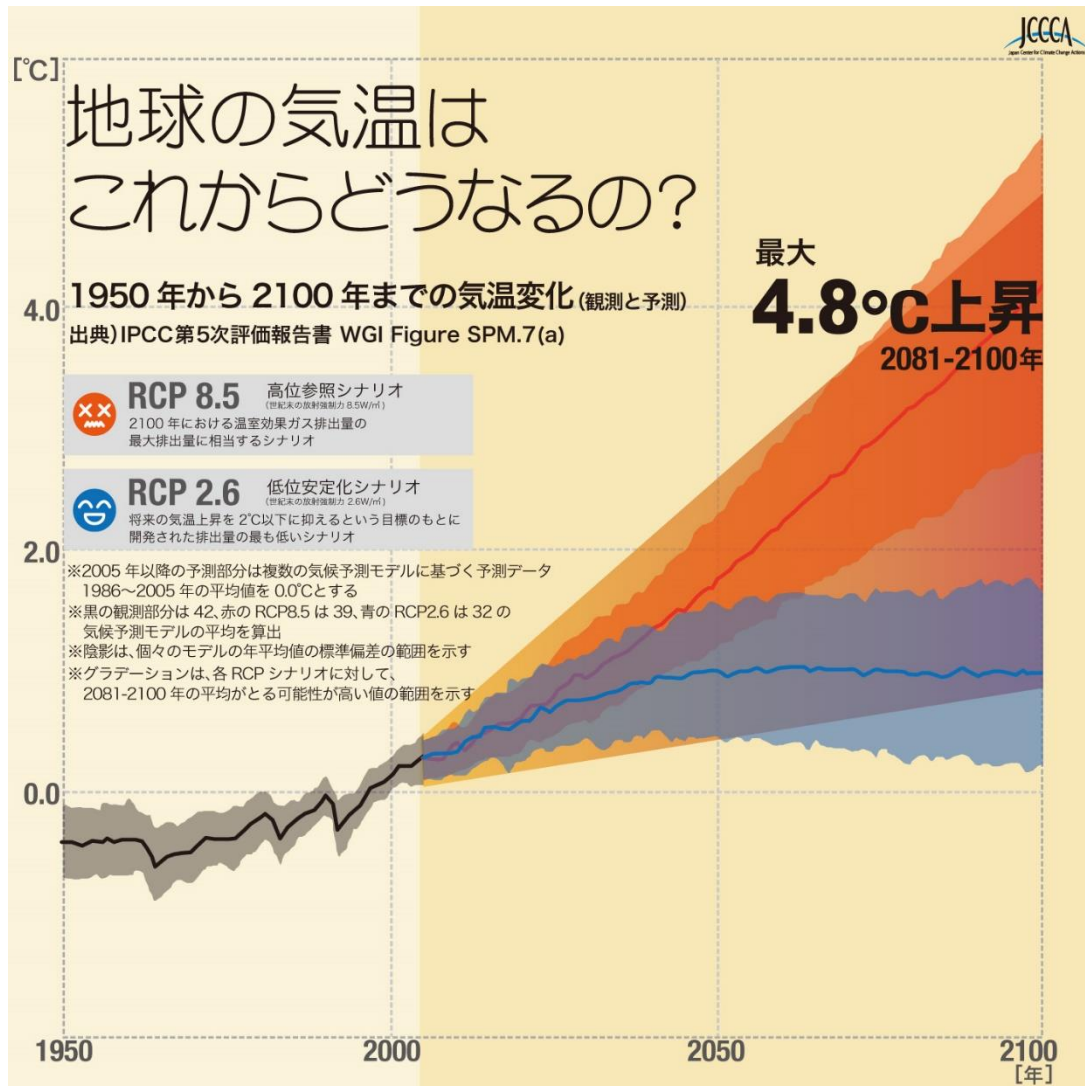
## (3) 地球温暖化の今後

IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書では、このまま地球温暖化が進むと、今世紀末には地球の平均気温が最大で約4.8℃上昇すると予測しています。そうなった場合、以下の現象の発生が予想されます。

- 海水の熱膨張や南極などの氷河の融解により、今世紀末には海面が最大82cm上昇する。
- 現在絶滅の危機にさらされている生物は、ますます追い詰められ、さらに絶滅に近づく。
- マラリアなど熱帯性の感染症の発生範囲が広がる。
- 内陸部では乾燥化が進み、熱帯地域では台風、ハリケーン等が猛威を振るい、洪水や高潮などの被害が多くなる。
- 病害虫の増加で穀物生産が大幅に減少し、世界的に深刻な食糧難を招く恐れがある。



資料：JCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センター



資料：JCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センター

## 2. 地球温暖化対策をめぐる国内外の動向

### (1) 国際的な動向

2015年の国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のためのパリ協定が採択されました。パリ協定では、「世界共通の長期目標として平均気温の上昇を2°Cより低く、1.5°Cに抑える努力を追求すること」などが決定されました。

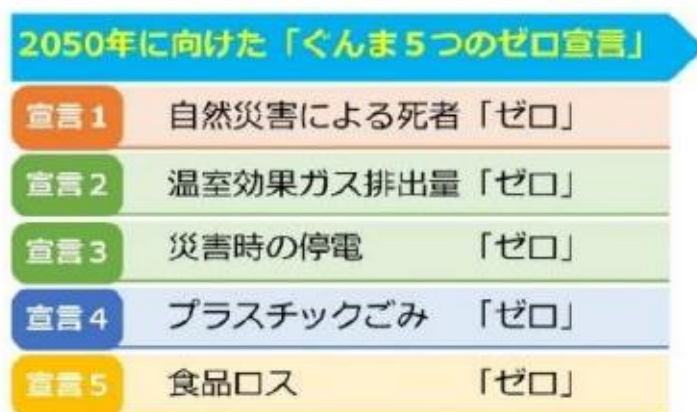
また、2018年のIPCC総会での「1.5°C特別報告書」では、1.5°Cに抑えるためにはCO<sub>2</sub>排出量を2030年までに2010年に比べ約45%削減、2050年頃には実質ゼロとすることが必要と報告されました。

### (2) 国内の動向

国ではパリ協定を受け、2016年に「地球温暖化対策計画」を、2018年に「気候変動適応計画」を策定しました。その後の国際的な地球温暖化対策を加速する機運の中、2020年には「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021年に「地球温暖化対策計画」の改定において、2030年度に向けて温室効果ガスの排出量を2013年度に比べて46%削減を目標として掲げました。

県では2021年に2030年度を最終年度とする「群馬県地球温暖化対策実行計画」を策定し、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」を掲げ、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。





資料：群馬県 HP

### (3) SDGs

2015年9月の国連サミットにおいて、国際社会全体の2030年までの持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals エスディー・ジーズ）が採択されました。

SDGsは「誰も置き去りにしない」ことを根底にしており、17のゴール（開発目標）と169のターゲットが設定され、それぞれが相互に関係し、一つの行動で複数の課題を統合的に解決することで、持続可能な社会を目指すものです。



SDGsには、エネルギー問題や生産・消費、気候変動など地球温暖化対策と直接に係るゴール（開発目標）が設定されており、他のゴールとも密接に関係し合いながら、地球温暖化を解消し持続可能な社会の実現を目指します。



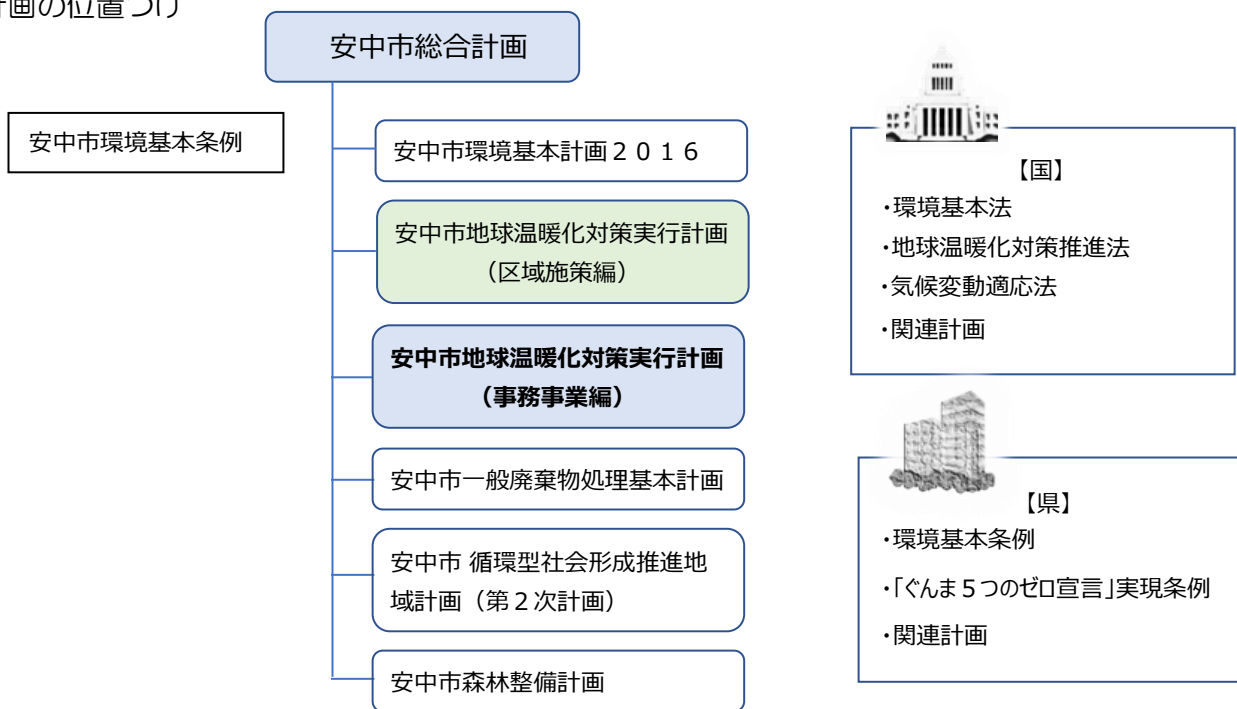
### 3. 本市の計画の位置づけと計画期間

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）（\*1）」第21条に基づく「温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）」であり、そのための施策を定めるものです。

「事務事業編」は、地方公共団体が実施している事務・事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画です。「温室効果ガスの排出量の削減」には、庁舎をはじめとする市有施設での省エネルギー対策などの重要性が挙げられます。

安中市（以降「本市」）の環境行政の基本的事項を定めた「安中市環境基本条例(\*2)」の基本理念のもと、本市の最上位計画である「安中市総合計画」、環境分野での上位計画である「安中市環境基本計画」、その他の関連計画に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するための計画と位置付けます。

#### ◇計画の位置づけ



◇計画期間は令和5年度～12年度の8年間とし、令和13年度より環境基本計画、地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）を一体的に策定します。

計画	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度
<b>安中市総合計画</b>	第2次			第3次							
<b>安中市環境基本計画2016</b>	2016					2026					次期
<b>安中市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)</b>		計画 策定									次期
<b>安中市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)</b>	前期計画										次期

\*1 地球温暖化対策の推進に関する法律

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

\*2 安中市環境基本条例：基本理念

第3条 環境の保全等は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全等は、全ての者ができる限り環境への負荷を低減する行動をすることにより、積極的に推進されなければならない。

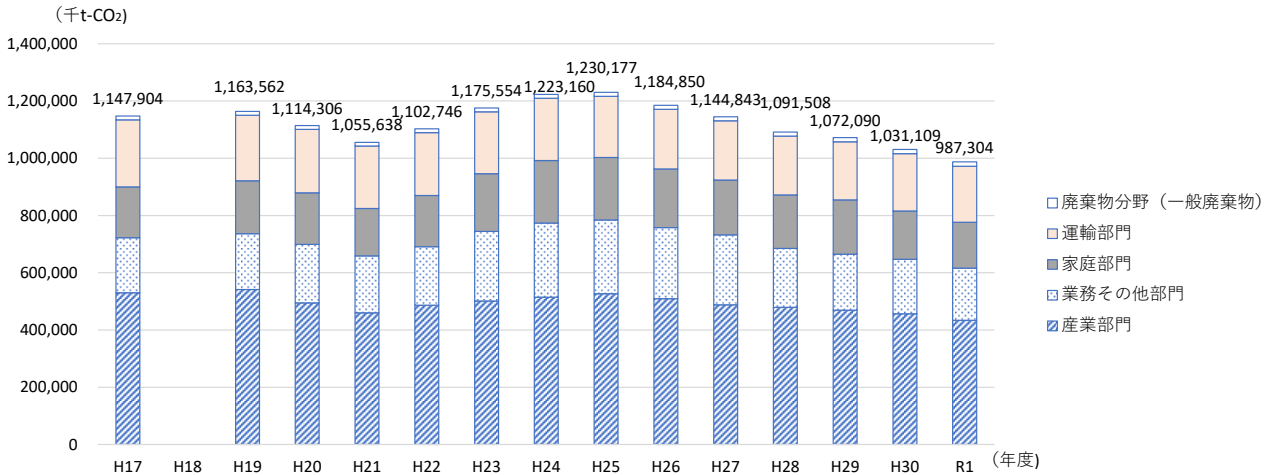
3 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることを認識し、全ての者は環境の保全等に配慮した日常生活、事業活動を行わなければならない。

# 第2章 温室効果ガス排出量の推移と現状

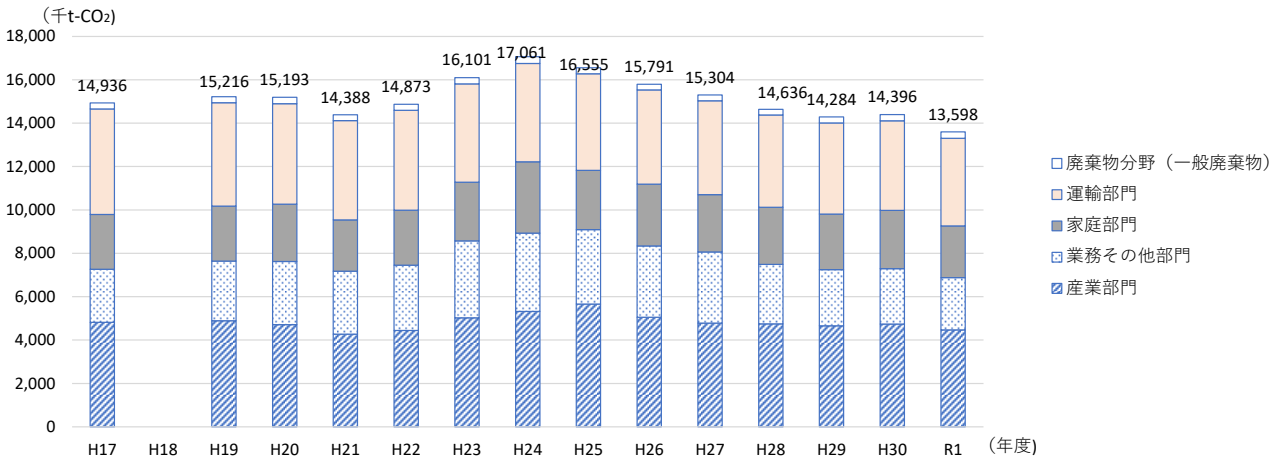
## 1. 分野別の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の排出量

国、県、本市とも近年は減少傾向にあります。（H18年はデータ無し）

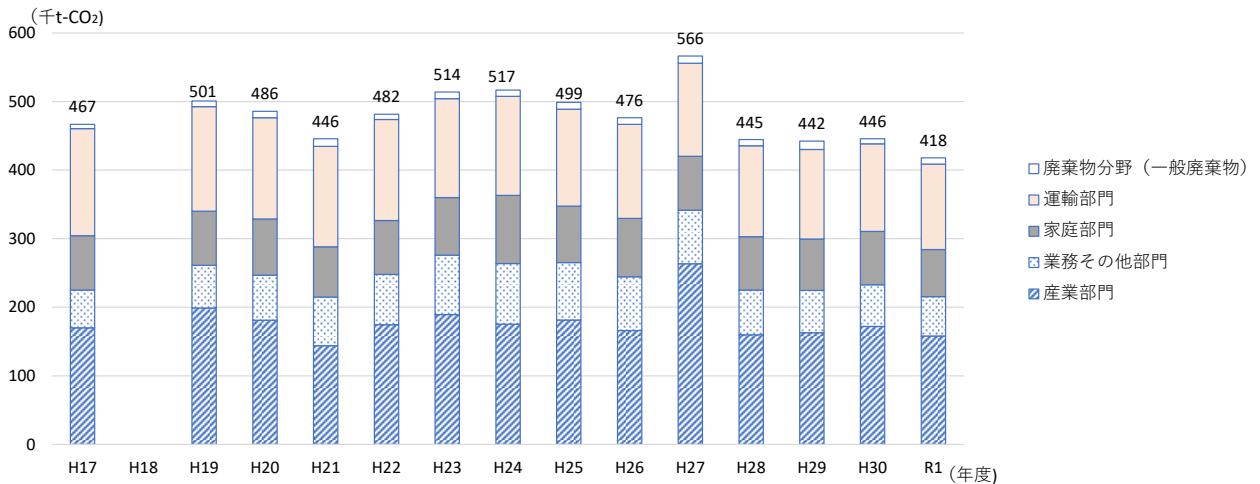
### (1) 国内の排出量



### (2) 県内の排出量



### (3) 本市の排出量



出典：環境省「自治体排出量カルテ」

## 2. 温室効果ガス等の現況推計（本市における市有施設）

### （1）対象となる温室効果ガス

温室効果ガス	地球温暖化係数	主な発生原
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>		
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1	石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、電気の使用（火力発電所によるもの） など
エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 以外の温室効果ガス（非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O、HFC、PFC、SF <sub>6</sub> ）		
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1	セメント、生石灰等の製造など工業プロセスから発生するCO <sub>2</sub> 、廃棄物の燃焼に伴い活性するCO <sub>2</sub> など
メタン (CH <sub>4</sub> )	25	一般廃棄物の焼却、自動車の走行、稲作・家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	298	一般廃棄物の焼却、自動車の走行、化石燃料の燃焼、工業プロセス など
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	12~14,800	代替フロン等の製造時における漏えい、冷蔵庫・エアコンなどの冷媒からの大気放出 など
パーフルオロカーボン類 (PFC)	7,390~17,340	半導体製造時等における漏えい など
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	22,800	半導体製造や電気の絶縁体 など

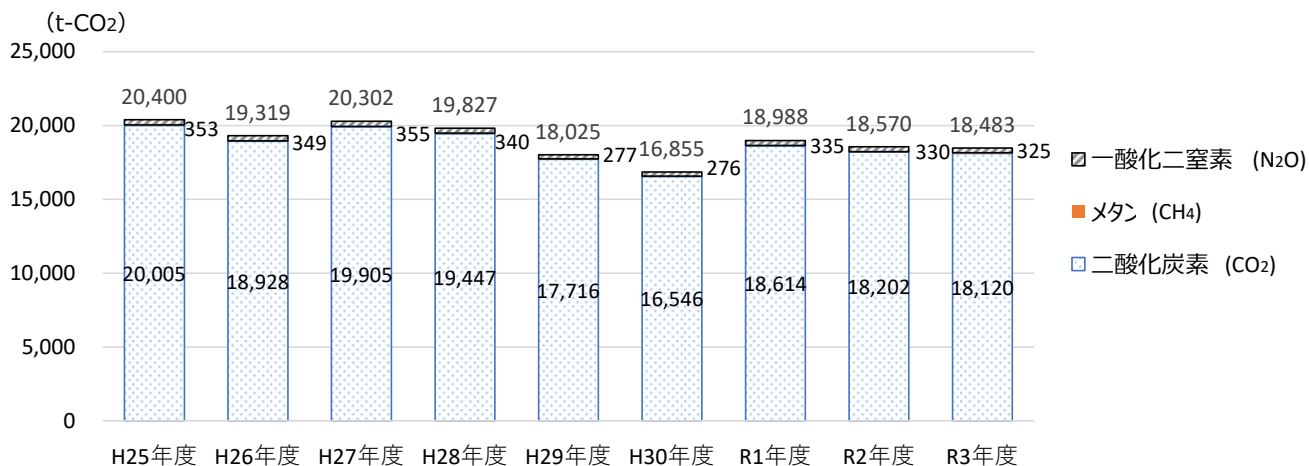
※地球温暖化係数は、各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものです。

※地球温暖化係数は「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」令和4年3月環境省より

ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）については、排出量が極めて少ない（あるいは排出実績がない）、また排出量の把握が極めて困難であることから、本実行計画では二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の3種類の温室効果ガスを対象に排出量の把握と対策等を進めていくものとします。

### （2）本市事業における温室効果ガス排出量（地球温暖化係数による炭素換算量）

令和元年度以降、僅かながらですが減少傾向にあります。



(t-CO<sub>2</sub>)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
二酸化炭素	20,005	18,928	19,905	19,447	17,716	16,546	18,614	18,202	18,120
メタン	42	41	42	40	33	32	40	39	38
一酸化二窒素	353	349	355	340	277	276	335	330	325
計	20,400	19,319	20,302	19,827	18,025	16,855	18,988	18,570	18,483

※ t 未満は四捨五入し表示しているため、合計と表示値は合いません。

### (3) 本市事業におけるCO<sub>2</sub>排出量に占めるエネルギー使用量等別の割合推移

排出量に占める割合	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
燃料等の使用	14.4%	12.3%	12.9%	13.3%	15.4%	13.6%	14.4%	13.2%	13.6%
電気の使用	42.2%	42.1%	43.1%	43.6%	46.3%	45.5%	41.3%	42.1%	42.2%
廃プラスチック類の焼却	43.4%	45.6%	44.0%	43.1%	38.3%	40.9%	44.4%	44.8%	44.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※比率は全て百分率(%)で表し、小数点以下第二位を四捨五入し表示しているため、合計が100%にならない場合があります。

### (4) 本市における市有施設のエネルギー使用状況

項目		単位	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
燃料等の使用	揮発油(ガソリン)	kℓ	3.00	2.00	0.00	1.00	1.00	
	灯油		331.00	211.00	346.00	331.00	350.00	
	軽油		12.00	12.00	12.00	10.00	11.00	
	A重油		570.00	503.00	563.00	490.00	481.00	
	液化石油ガス(LPG)	t	84.00	81.00	65.00	61.00	66.00	
	その他可燃性天然ガス	千m <sup>3</sup>	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	石炭	一般炭 無煙炭	t	11.00 3.00	22.00 2.00	11.00 2.00	0.00 2.00	11.00 2.00
電気の使用	一般電気事業者から供給された電気の使用	千kWh	15,872.00	14,938.00	15,574.00	16,355.00	10,936.00	
	上記以外の買電		666.00	593.00	651.00	149.00	5,597.00	
一般廃棄物の焼却のうち廃プラスチックの焼却量		t	2,418.19	2,414.03	2,949.37	2,906.74	2,862.91	
一般廃棄物の焼却量(廃プラを含む)		t	16,700.23	16,671.45	20,368.59	20,074.17	19,771.48	
庁用車燃料使用	ガソリン・LPG	kℓ	91.30	88.81	84.31	78.25	73.38	
	軽油		15.03	10.23	13.59	12.63	12.62	
庁用車の走行距離	ガソリン・LPG	ガソリン車	km	118,092.00	118,693.00	116,667.00	90,943.00	78,408.00
		軽自動車		268,983.00	256,333.00	237,573.00	223,075.00	227,520.00
		小型貨物車		101,823.00	99,921.00	85,293.00	78,393.00	69,539.00
		軽貨物車		647,434.00	598,101.00	588,017.00	566,347.00	560,986.00
		特殊用途車		45,416.00	43,416.00	43,363.00	45,798.00	40,393.00
	軽油	軽油車	km	17,118.00	13,864.00	6,806.00	5,160.00	1,922.00
		普通貨物車		15,279.00	15,165.00	13,504.00	10,333.00	7,596.00
特殊用途車		26,706.00		29,467.00	54,537.00	49,359.00	59,533.00	

## 第3章 温室効果ガス排出量削減目標

### 1. 2050年「カーボンニュートラル」の実現に向けて

#### (1) 温室効果ガス削減目標の考え方

国では、2016年に「地球温暖化対策計画」を、2018年に「気候変動適応計画」を策定し、その後の国際的な地球温暖化対策が加速する機運の中、2020年には「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021年に「地球温暖化対策計画」の改定において、2030年度に向けて温室効果ガスの排出量を2013年度に比べて46%削減を目標として掲げました。

地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量の増加を抑制していくためには、各関係部署において有効な取組を検討し、全庁的に削減のための取組を推進していく必要があります。

温室効果ガス排出削減を推進することにより、職員に対し責務や自覚を啓発し、自ら積極的に温室効果ガス削減に資する取組を実践するとともに、国の目標施策に従い、市民への範となるためにも、以下の削減目標を設定します。

#### (2) 温室効果ガス排出量削減目標

国の「地球温暖化対策計画」における削減目標に従い、本市では、2030年度の事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量を、2013年度と比較して**50.0%削減**することをめざすこととします。

##### ◆全庁削減目標

	基準年度	算出年度	目標年度
	平成25年度 (2013年度)	令和3年度 (2021年度)	令和12年度 (2030年度)
温室効果ガス排出量 (単位：t-CO <sub>2</sub> )	20,400	18,483	10,200
温室効果ガス削減率	—	対2013年度 9.4%	対2013年度 <b>50.0%</b> 対2021年度 <b>44.8%</b>
温室効果ガス削減量 (単位：t-CO <sub>2</sub> )	—	対2013年度 1,917	対2013年度 10,200 対2021年度 8,283



(3) 年度別の排出量目標

計算年度の令和3（2021）年度でのCO<sub>2</sub>排出量から、目標年度の令和12（2030）年度でのCO<sub>2</sub>排出量の達成には、単純計算で、年間920 t-CO<sub>2</sub>の削減（▲ 5～8%/年）が必要となっています。

【基準年度】

H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
<b>20,400</b>	19,319	20,302	19,827	18,025	16,855	18,988	18,570

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

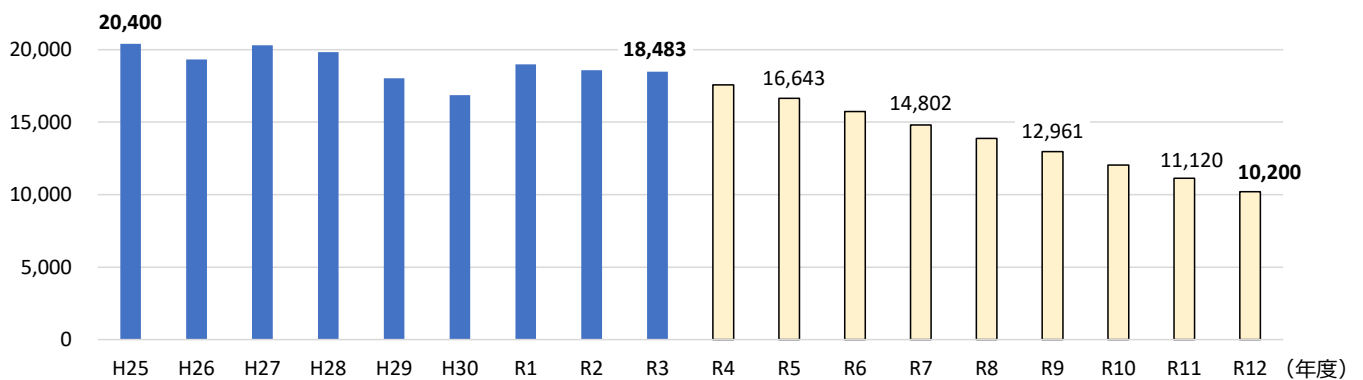
【計算年度】

【目標年度】

R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)
<b>18,483</b>	17,563	16,643	15,722	14,802	13,881	12,961	12,041	11,120	<b>10,200</b>
年削減量	920	920	920	920	920	920	920	920	920

※年削減量は目安です。

(千t-CO<sub>2</sub>)



## 2. 目標年度に向けての方策

### (1) エコカー導入の推進

公用車をプラグインハイブリッド自動車（PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）などエコカーへの移行を進め、燃料（主にガソリン）の使用量を、令和12年度では令和3年度の50%を目標とします。

#### ◆エコカーの種類

#### PHV プラグインハイブリッド自動車



ガソリンエンジンと電気モーターが動力源ですが、電気モーターの利用に重点が置かれた自動車です。ハイブリッド車より大容量のバッテリーを搭載しているので、ガソリンエンジンの使用率を低く抑えることができ、低燃費で走ります。家庭用の電源からも充電できるタイプの車種もあります。

#### EV 電気自動車



動力が電気のみで、ガソリンを必要としない自動車を「電気自動車（EV）」と言います。二酸化炭素を排出しないので環境にも優しく、走行音も抑えられます。プラグインハイブリッド車と同様に充電が必要なので、バッテリーがなくなると走行できなくなります。

#### FCV 燃料電池自動車



水素を車内の燃料電池に供給し、酸素との化学反応で得た電気でモーターを回転させる自動車が「燃料電池自動車（FCV）」です。

二酸化炭素が発生しないので、環境に優しい自動車です。ガソリン車と比べても騒音や振動が少なく、電気自動車より走行距離も長くなります。

出典：一般社団法人次世代自動車振興センターHP

### (2) ごみ（一般廃棄物）の減量

ごみと生活排水の適正処理、3R(\*)施策の実施等により、ごみの減量化・資源化を進め、プラスチックごみの焼却量を、令和12年度では令和3年度の50%を目指します。

人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化などの社会情勢を踏まえ、事業者、消費者等の多様な主体が連携しながら、これまでの取組の更なる推進とともに、廃棄物を取り巻く新たな課題にも対応し、ごみ（一般廃棄物）の焼却量の減量を図っていきます。

\* 3R：以下の3つの語の頭文字をとった言葉で、環境配慮・廃棄物対策に関するキーワード。

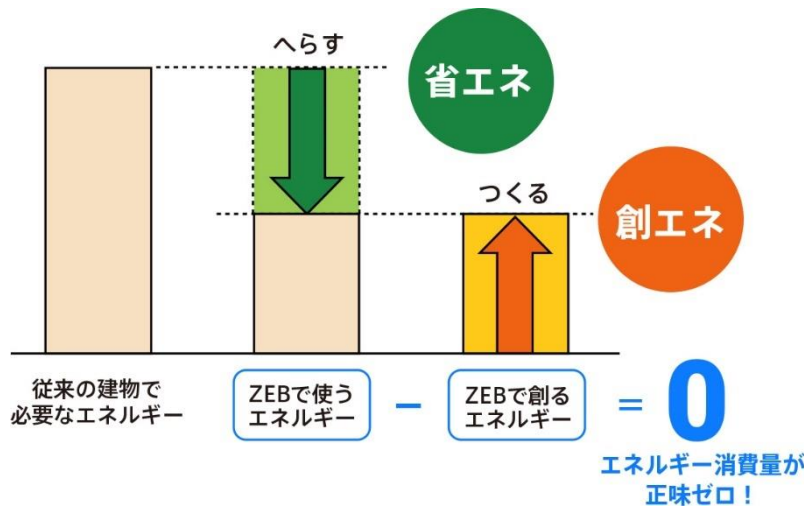
Reduce（リデュース）：減らす、Reuse（リユース）：繰り返し使う、Recycle（リサイクル）：資源化する

### (3) ZEB (Net Zero Energy Building) の導入

市有施設や市庁舎への ZEB の導入により、消費電力の半減を図ります。

ZEB とは、先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした建築物のことです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。

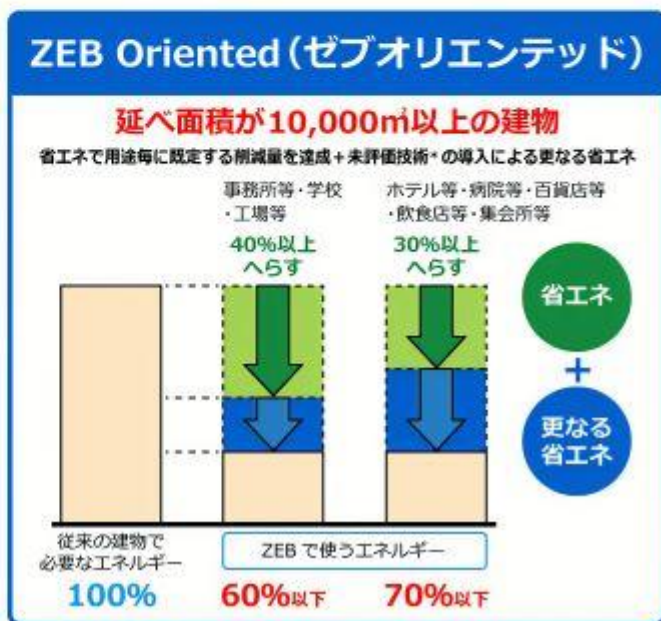
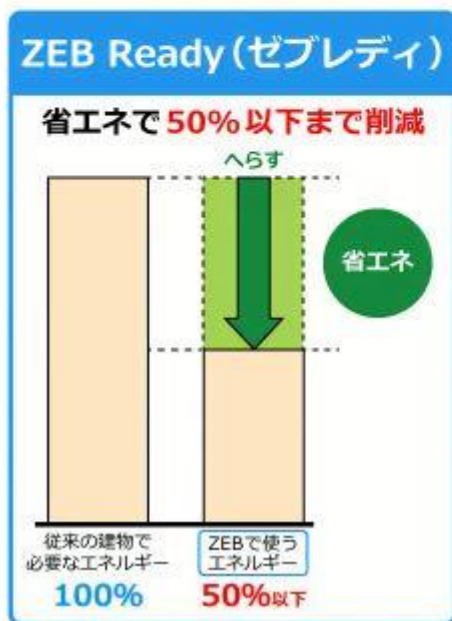
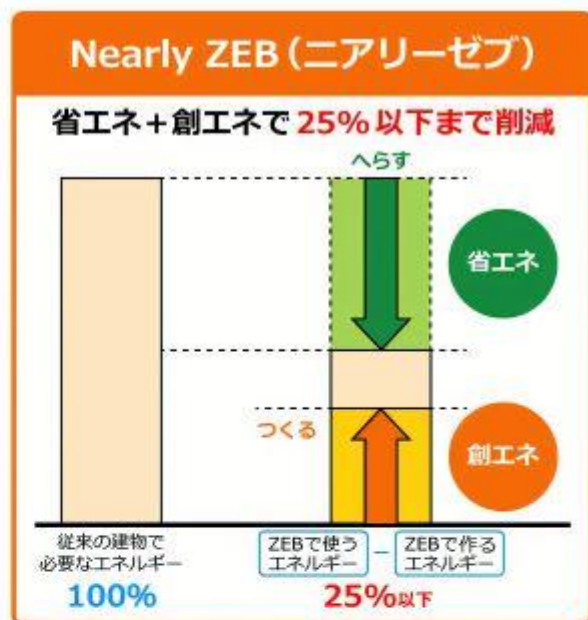
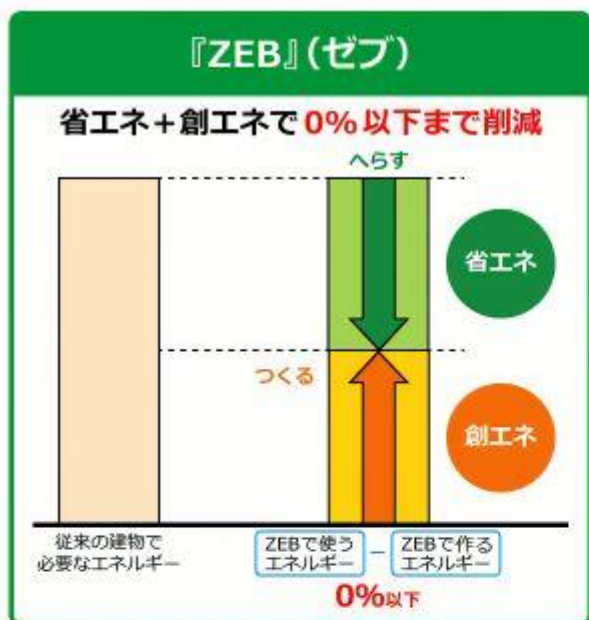


出典：環境省 ZEB PORTAL

定性的、定量的な定義により、4段階の ZEB があります。本市としては『ZEB Ready』から『Nearly ZEB』を実現し、最終的に『ZEB』の実現を目指します。

	定性的な定義	定量的な定義（判断基準）
ZEB	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物	①基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減（再生可能エネルギーを除く） ②基準一次エネルギー消費量から100%以上の削減（再生可能エネルギーを含む）
Nearly ZEB	ZEB に限りなく近い建築物として、ZEB Ready の要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物	①基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減（再生可能エネルギーを除く） ②基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の削減（再生可能エネルギーを含む）
ZEB Ready	ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物	再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物

	定性的な定義	定量的な定義（判断基準）
ZEB Oriented	ZEB Ready を見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物	①該当する用途毎に、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から規定する一次エネルギー消費量を削減すること A) 事務所等、学校等、工場等は 40%以上の一次エネルギー消費量削減 B) ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等は 30%以上の一次エネルギー消費量削減 ②「更なる省エネルギーの実現に向けた措置」として、未評価技術（WEBPRO において現時点で評価されていない技術）を導入すること



出典：環境省 ZEB PORTAL

### 3. 目標年度における二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量

- 燃料（主にガソリン）の使用量を、令和12年度では令和3年度の50%を目指します。
- 電気の使用によるCO<sub>2</sub>排出量を、令和12年度では令和3年度の45%を目指します。
- ごみ（一般廃棄物）に含まれるプラスチックの焼却量を、令和12年度では令和3年度の50%を目指します。

#### ◆二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量（単位：t-CO<sub>2</sub>）

項目		R3年度	2030年度 目標排出量		
			R12年度	R3年度比	
燃料等の使用	<b>揮発油（ガソリン）</b>		2.32	1.16	<b>50%</b>
		灯油	871.50	871.50	100%
		軽油	28.38	28.38	100%
		A重油	1,303.51	1,303.51	100%
		液化石油ガス（LPG）	198.00	198.00	100%
		その他可燃性天然ガス	0.00	0.00	100%
		石炭			
		一般炭	25.63	25.63	100%
		無煙炭	5.04	5.04	100%
電気の使用	<b>一般電気事業者から供給された電気の使用</b>		4,888.39	2,199.78	<b>45%</b>
	上記以外の買電		2,664.17	1,305.44	<b>49%</b>
<b>一般廃棄物の焼却のうち廃プラスチックの焼却量</b>		7,930.26	3,965.13	<b>50%</b>	
		計	17,917.20	9,903.57	
庁用車燃料使用	<b>ガソリン・LPG</b>		170.24	85.12	<b>50%</b>
	軽油		32.56	32.56	100%
		計	202.80	117.68	
<b>合計</b>		18,120.01	10,021.25		

#### ◆メタン（CH<sub>4</sub>）の排出量（地球温暖化係数による炭素換算量）

項目		単位	R3年度	2030年度 目標排出量	
				R12年度	R3年度比
<b>一般廃棄物の焼却量（廃プラを含む）</b>		t-CO <sub>2</sub>	38.06	19.03	<b>50%</b>
庁用車の走行距離	ガソリン・LPG	ガソリン車	0.02	0.02	100%
		軽自動車	0.06	0.06	100%
		小型貨物車	0.03	0.03	100%
		軽貨物車	0.15	0.15	100%
		特殊用途車	0.04	0.04	100%
		軽油	軽油車	0.00	0.00
		普通貨物車	0.00	0.00	100%
		特殊用途車	0.02	0.02	100%
		計	38.37	19.34	

※比率は全て百分率（%）で表し、小数点以下第三位を四捨五入し表示しているため、合計値が合わない場合があります。



◆一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の排出量（地球温暖化係数による炭素換算量）

項目			単位	R3年度	2030年度 目標排出量	
					R12年度	R3年度比
一般廃棄物の焼却量（廃プラを含む）			t-CO <sub>2</sub>	317.57	158.79	50%
庁用車の走行距離	ガソリン・LPG	ガソリン車		0.68	0.68	100%
		軽自動車		1.49	1.49	100%
		小型貨物車		0.54	0.54	100%
		軽貨物車		3.68	3.68	100%
		特殊用途車		0.42	0.42	100%
		軽油	軽油車		0.00	0.00
	普通貨物車		0.03	0.03	100%	
	特殊用途車		0.44	0.44	100%	
	計				324.86	166.07
合計				18,483.24	10,206.67	

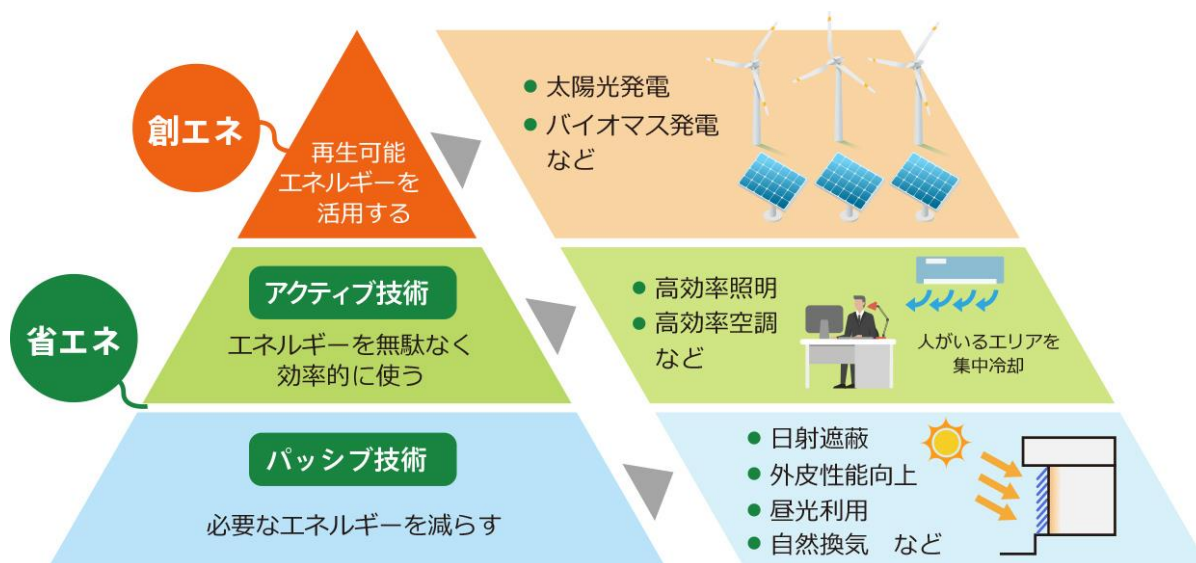
※比率は全て百分率（%）で表し、小数点以下第三位を四捨五入し表示しているため、合計値が合わない場合があります

どうやったらZEBが出来るの？

ZEBを実現するための技術は、消費するエネルギーを減らすための技術（省エネ技術）とエネルギーを創るための技術（創エネ技術）に分けられます。

実際にZEBを実現する場合には、①パッシブ技術によってエネルギーの需要を減らし、②どうしても必要となる需要についてはアクティブ技術によってエネルギーを無駄なく使用し、③そのエネルギーを創エネ技術によって賄うといったステップで検討することが重要です。

また、建物の運用段階では、どこにエネルギーの無駄が発生しているか、どのように効率的に設備を運用するかなど、エネルギーをマネジメントする技術（エネマネ技術）も重要です。このエネマネ技術によって継続的なエネルギー消費量の削減を図ることができます。



出典：環境省 ZEB Portal



## 第4章 温室効果ガス排出削減のための取組

安中市役所は、市域の温室効果ガス排出量の約5%を排出する多量排出事業者であることから、本市自らが「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、ゼロカーボンシティの実現に向け、国の「政府実行計画」に即して、省エネルギー対策の徹底、建築物の新築及び改修でのZEB化の推進、LED照明の導入徹底、再生可能エネルギーの最大限の活用、積極的な再生可能エネルギー電力の調達等の取組を、市民・事業者に先駆け実行していく必要があります。

そこで、削減目標の達成に向け本計画を推進するため、5つの基本方針を定め、同方針に基づく具体的な取組を進めていきます。

### 1. 市有施設における省エネルギー・省CO<sub>2</sub>化の推進

市有施設における省エネルギー・省CO<sub>2</sub>化の取組を推進するため、建築物の新築及び改修については、原則ZEB Ready相当以上をめざし、準備が整った建築物から順次、取組を進めていくなど市有施設の省エネ性能の向上を図るとともに、既存の事務所や道路、公園へのLED照明への切り替えなどに取り組みます。

取組項目	取組内容
照明設備の適正使用	不要な照明はこまめに消す。昼休み中は来客スペースを除き、消灯を行う。執務室の照明は使用中の場所のみ点灯する。
	共有スペースの照明は部分消灯とする。
	晴天時には業務に支障のない範囲で窓際消灯を実施する。
	照明器具の清掃など、設備・機器の保守管理を徹底する。
	全市有施設へのLED照明の導入を推進する。
OA機器(コピー機、プリンタ、パソコンなど)・電気製品の適正使用	長時間使用しない場合は、電気製品のプラグをコンセントから抜く、または手元スイッチをオフにする。
	OA機器の使用状況を把握し、適正配置、台数見直し及び省エネルギー化を図る。
空調設備の適正使用	扉や窓の開閉により空調の使用を控える。
	気候に合った服装(クールビズ、ウォームビズなど)を心がける。
	空調のコントロールがきめ細かく出来る庁舎は、冷房の設定温度は28℃、暖房の設定温度は19℃を目安として、適切な調整に努める。
	エアコンのフィルターの清掃など、設備・機器の保守管理を徹底する。
エレベーターの適正使用	荷物の運搬時などを除き、職員のエレベーターの使用は控える。

## 第4章 温室効果ガス排出削減のための取組

取組項目	取組内容
給湯設備の適正使用	給湯器を有効に利用し、電気ポットの使用をなるべく控える。
	電気ポットは、低めの温度で保温し、長時間使用しないときはプラグを抜く。
省エネルギー機器の購入検討	照明、OA機器などの設備更新、購入時には、省エネルギー型機器を積極的に購入する。
ESCO事業(*1)の導入	ESCO事業の導入に向け、対象施設や導入の可能性を検討する。
新築・改修における省エネルギーの推進	今後の建築物の新築・改修において、ZEB基準相当・省エネルギー基準に適合させるように事業を推進する。
BEMS(*2)の導入	庁内で使用する電力使用量などの「見える化」を図り、電力削減に努める。

\*1 ESCO事業：Energy Service Companyの略。ESCO事業は、省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業。事業導入による省エネルギー効果が、ESCO事業者によって保証されます。万が一、省エネルギー効果が発揮できない場合には、これをESCO事業者が補填します。

\*2 BEMS：Building Energy Management Systemの略。BEMSは、建物内の環境とエネルギーの効率化を図るシステムであり、空調機や照明などの建物設備の需要予測に基づき負荷を予測し設備の最適な運転を自動で行います。

### 2. 再生可能エネルギーの導入

2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するためには、これまでのエネルギー使用量削減の取組に加え、本市が使用する電力のゼロカーボン化（CO<sub>2</sub> 排出量ゼロ）や未利用エネルギーの更なる有効活用に取り組む必要があります。

本市の電力調達を行うにあたり、価格だけではなく、電気事業者の環境への負荷の低減に関する取組状況等を考慮する環境配慮制度の導入を検討していき、調達電力の再生可能エネルギー比率の段階的向上をめざし、本市事業で使用するエネルギーの脱炭素化を進めていきます。

取組項目	取組内容
再生可能エネルギーの活用	本市の施設や事業での太陽光発電設備やコージェネレーション設備の導入など、再生可能エネルギーの導入の効果等について検討を行い、積極的な活用を進めていく。
	電気等の買電にあたっては、再生可能エネルギーなど温室効果ガス排出量の少ない発電施設からの電気を活用する。
再生可能エネルギー利用の検討	事業計画の立案や実施等にあたって、中小水力発電・バイオマスエネルギー・地中熱利用など、再生可能エネルギーの導入の可能性と効果について検討を行い、検討結果等の庁内での共有化を進めていく。

### 3. 省資源の推進

本市事業における温室効果ガスの排出のうち、廃プラスチック類の焼却が4割強（令和3年度において44.3%）を占めていることから、プラスチックごみを削減するとともに、ごみ焼却量を減らすためごみの減量・リサイクルの取組を推進する必要があります。

『あんなか5つのゼロ宣言プラスわん』（章末に記載）に基づき、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）の使用削減を進めるとともに、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、容器包装プラスチックとそれ以外のプラスチックの一括回収に向けた取組を進めるなど、プラスチックごみの削減に積極的に取り組みます。

取組項目	取組内容
用紙の適正使用	両面コピーを徹底する。
	パソコン画面で確認できるものは印刷しない。
	資料の共有化を図る。会議資料は簡略化するとともに、予備は必要最小限にする。
	コピー機使用後は必ずリセットし、ミスコピーを防ぐ。
	内部・外部連絡などは、できる限り回覧、電子メールや庁内情報システムを利用する。
	個人情報や機密情報などが記載されていない紙については原則として全てメモ紙として使用するか、裏面利用を行う。
印刷物の適正購入・発注	印刷物を購入及び外部発注する場合の部数を必要最小限にする。
事務用品の再使用・長期使用	ファイル、バインダーなどの事務用品は再使用、長期使用する。
	物品などの管理を徹底し、むだな購入を行わない。
事務機器、OA 機器、その他電気機器の適正購入・適正使用	事務機器及び電気機器に不具合や故障があった場合には、修繕に努め、長期使用を図る。
水道の適正使用	食器類はまとめて一度に洗う。洗う時は水を流しっぱなしにしない。
	節水の意識高揚のため張り紙などにより、来庁者や施設利用者にも協力をよびかける。
	節水コマなど節水器具や節水設備の設置に努力する。
ごみの減量	職場のごみ箱を削減する。
	シュレッダーの使用を必要最小限にする。
	使い捨て製品（紙コップ、紙皿、弁当容器など）の使用や購入を削減するなど、会議・イベント時などのごみ削減に努める。
	不要なダイレクトメール・資料の受け取りを断る。
	飲食は割り箸・紙コップの使用を控え、マイ箸、マイカップを使用する。
	封筒、ファイルなどを繰り返し使用する。
	資料配布の際、封筒の使用は最小限にする。

取組項目	取組内容
リサイクルの推進	排出されたごみは、分別を徹底し、資源化を図る。
	ごみの分別方法について統一した決まりを設けるとともに、職員全員に周知を行う。
	プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクルを進める。
	市民・事業者と協働によるリサイクルを推進する。

#### 4. 公用車の適正調達と使用の推進

公用車を新たに所有又は使用する際は、次世代自動車の導入を推進し、中でも乗用車については、走行時に化石燃料を使用しないゼロエミッションビークル（ZEV）である電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）の導入を推進するなど、自動車からの温室効果ガス排出量の削減を推進します。

また、公用車の使用にあたっては、エコドライブの実践や適切な点検・整備を実施し、燃料使用量を抑制します。

取組項目	取組内容
エコドライブの推進	不要なアイドリングをしない。駐停車、荷物の積み下ろし時は確実にエンジンを切る。
	走行距離、燃料使用量を常に把握する。
	事前にルートプランを立て、計画的な運行を行う。
	電気自動車などのエコカーまたは、低燃費車など環境負荷の少ない車を優先して利用する。
エコカーの適正配置、効率利用の推進	公用車の使用状況を把握し、適正配置、台数見直しを行う。
	公用車は、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）の導入を推進する。
	電気自動車を優先的に利用できるような情報の提供を行う。
公用車以外の交通手段の利用	近距離移動時（2km 以内を目安）はできるだけ徒歩、もしくは自転車を利用する。

## 5. グリーン購入の推進

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

取組項目	取組内容
グリーン購入の推進	グリーン購入が促進されるよう、各種啓発を行う。
バイオマスプラスチック製品の購入	環境中に排出されるプラスチックごみをなくすため、バイオマスプラスチック製品の購入を推進する。



生分解性プラスチックは、その微生物分解性により使用後の環境負荷低減につながる環境配慮型のプラスチックです。

出典：一般社団法人 日本有機資源協会

日本バイオプラスチック協会 (JBPA)

### 【グリーン購入に係る基本方針】

物品等の購入（リース、レンタル契約も含む。）にあたり、国の「環境物品等の調達に関する基本方針」及び次の要件を考慮するとともに、長期間の使用に努め、適正使用・分別廃棄等を確実に実施します。なお、グリーン購入を理由として購入総量が増加することがないように配慮するものとします。

- (1) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- (2) 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- (3) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- (4) 長期間の使用ができること。
- (5) 再使用が可能であること。
- (6) 再生利用が可能であること。
- (7) 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
- (8) 廃棄されるときに、処理や処分が容易なこと。

## 『あんなか5つのゼロ宣言プラス わん』

### 宣言1 自然災害による死者「ゼロ」

本市の地域強靱化とともに、市民の防災意識を高め、自然災害による死者をゼロにする。

#### 【取組と施策】

- ・「地域気候変動適応計画」の適応策の推進・実施

### 宣言2 温室効果ガス排出量「ゼロ」

豊富な水資源・森林資源など本市の恵まれた再生可能エネルギー資源を最大限に活用して温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする。

#### 【取組と施策】

- ・太陽光発電の導入推進
- ・太陽熱利用設備の導入推進
- ・中小水力発電設備の導入推進

### 宣言3 災害時の停電「ゼロ」

エネルギーの自立・分散化（地産地消）により、災害時にも電力供給を継続する。さらに、地域外への富（電気代）の流出をなくし、地域内で資金循環させる。

#### 【取組と施策】

- ・太陽光発電の導入推進
- ・太陽熱利用設備の導入推進
- ・中小水力発電設備の導入推進

### 宣言4 プラスチックごみ「ゼロ」

環境中に排出されるプラスチックごみをなくす。

#### 【取組と施策】

- ・レジ袋削減や詰め替え商品の利用
- ・ペットボトル・空き缶回収機（エコスポット）の設置やポイント還元など推進
- ・製品の簡易包装化やマイバッグ運動の励行

### 宣言5 食品ロス「ゼロ」

「MOTTAINAI」（もったいない）の心で食品ロスをなくす。

### 宣言6 犬・猫の殺処分「ゼロ」

「ペットにやさしいまち是人にもやさしい」をモットーに、人と動物が安心して共生できる豊かな社会、ペットと共生・共存できるまちづくりを目指す。

#### 【取組と施策】

- ・猫の不妊又は去勢に係る手術費補助事業の実施
- ・自治会や動物ボランティア、NPO法人等と連携した TNR 活動（地域猫活動）の実施
- ・愛犬のマイクロチップ登録制度導入に伴う動物愛護条例の見直しの検討





## 第5章 計画の推進体制と進行管理

### 1. 計画の進行管理の考え方

本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムにおけるP D C Aによる継続的改善に基づき、温室効果ガスの総排出量の削減を着実に推進するものとします。

### 2. 計画の進行管理

#### (1) 役職及び主な役割

本計画の進行管理体制を以下に示します。

組織(役職)	主な役割
環境管理統括者 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 計画の進捗状況及び評価の確認</li> <li>• 計画の見直し案の検討を指示</li> </ul>
環境管理責任者 (市民環境部長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 計画の進捗状況の調査及び評価の実施を実行責任者に指示</li> <li>• 計画の進捗状況及び評価などの報告をとりまとめ、全体評価を行い、環境管理統括者へ報告</li> <li>• 計画の見直し案の検討</li> </ul>
実行責任者 (各課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 所属部門における計画の進捗状況の調査及び評価を環境管理推進員へ指示</li> <li>• 各年度の重点取組内容の決定を環境管理推進員へ指示</li> <li>• 計画の進捗状況及び評価などの報告をとりまとめ、評価を行い、環境管理責任者へ報告</li> <li>• 所属部門の環境管理推進員への適正な環境配慮行動の実行を指示</li> </ul>
環境管理推進員 (各課より1名任命)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 担当部門における計画の進捗状況の調査及び評価を行い、実行責任者へ報告</li> <li>• 各年度の重点取組内容の決定</li> <li>• 担当部門における所属職員への適正な環境配慮行動の実行を指示</li> <li>• 担当部門における所属職員からの意見・提案などを受理し、実行責任者へ報告</li> </ul>
各職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 適正な環境配慮行動の実行</li> <li>• 環境管理推進員へ提案・意見など</li> </ul>

(2) 組織

以下の組織により本実行計画の進行管理を進めていきます。

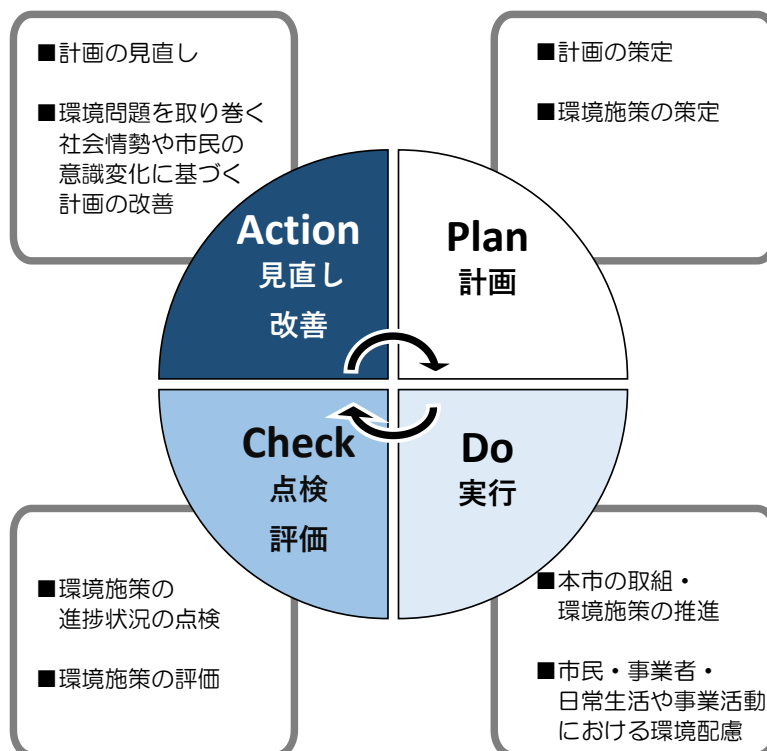
組織	役割
地球温暖化対策推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の進捗状況などの全体評価の実施</li> <li>計画の見直し案の検討</li> <li>研修会や会議の開催</li> </ul>
推進事務局 (環境政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全庁の取組状況や温室効果ガス総排出量などの調査・把握、進捗状況の集計</li> <li>取組推進に必要な情報の提供</li> <li>計画の進捗状況の公表及び市民等の意見の受付</li> </ul>

(3) 計画の進捗状況の公表

毎年、計画の進捗状況や成果をホームページなどにより公表していきます。

(4) PDCAによる進行管理

本計画の進行管理は、「Plan (計画)」「Do (実行)」「Check (点検・評価)」「Action (見直し、改善)」のPDCAサイクルに基づいて実施します。



1. 本市における市有施設のエネルギー使用状況

項目	単位	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)
燃料等の使用	揮発油 (ガソリン)	0.02	4.00	0.00	0.00	3.00	2.00	0.00	1.00	1.00
	灯油	289.00	184.00	257.00	330.00	331.00	211.00	346.00	331.00	350.00
	軽油	9.00	18.00	15.00	14.00	12.00	12.00	12.00	10.00	11.00
	A重油	722.00	509.00	581.00	525.00	570.00	503.00	563.00	490.00	481.00
	液化石油ガス (LPG)	15.00	115.00	79.00	72.00	84.00	81.00	65.00	61.00	66.00
その他可燃性天然ガス	一般炭	15.00	1.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	無煙炭	22.00	24.00	22.00	22.00	11.00	22.00	11.00	0.00	11.00
電気の使用	一般電気事業者から供給され た電気の使用	3.00	2.00	2.00	2.00	3.00	2.00	2.00	2.00	2.00
	上記以外の買電	15,717.00	15,085.00	16,237.00	16,419.00	15,872.00	14,938.00	15,574.00	16,355.00	10,936.00
	一般廃棄物の焼却のうち廃プラスチックの焼却量	0.00	511.00	558.00	379.00	666.00	593.00	651.00	149.00	5,597.00
庁用車燃料使用	ガソリン・LPG	3,107.25	3,080.33	3,128.26	2,996.94	2,418.19	2,414.03	2,949.37	2,906.74	2,862.91
	軽油	21,458.91	21,272.99	21,604.05	20,697.10	16,700.23	16,671.45	20,368.59	20,074.17	19,771.48
庁用車の走行距離	ガソリン・LPG	87.85	88.23	88.56	81.41	91.30	88.81	84.31	78.25	73.38
	ガソリン車	9.74	10.01	6.48	11.27	15.03	10.23	13.59	12.63	12.62
	軽自動車	123,018.00	112,914.00	111,867.00	118,067.00	118,092.00	118,693.00	116,667.00	90,943.00	78,408.00
	小型貨物車	192,426.00	194,584.00	276,936.00	254,164.00	268,983.00	256,333.00	237,573.00	223,075.00	227,520.00
	軽貨物車	247,214.00	135,610.00	95,006.00	63,267.00	101,823.00	99,921.00	85,293.00	78,393.00	69,539.00
軽油	特殊用途車	607,040.00	524,845.00	605,411.00	506,515.00	647,434.00	598,101.00	588,017.00	566,347.00	560,986.00
	軽油車	37,481.00	57,297.00	39,235.00	37,710.00	45,416.00	43,416.00	43,363.00	45,798.00	40,393.00
	普通貨物車	10,310.00	13,276.00	11,572.00	14,771.00	17,118.00	13,864.00	6,806.00	5,160.00	1,922.00
特殊用途車	普通貨物車	4,431.00	14,729.00	15,296.00	29,380.00	15,279.00	15,165.00	13,504.00	10,333.00	7,596.00
	特殊用途車	9,593.00	32,119.00	18,694.00	27,932.00	26,706.00	29,467.00	54,537.00	49,359.00	59,533.00

## 2. 本市における温室効果ガス排出状況

(1) 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量 (単位: t-CO<sub>2</sub>)

項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
燃料等の使用									
揮発油 (ガソリン)	0.04	9.28	0.00	0.00	6.96	4.64	0.00	2.32	2.32
灯油	719.61	458.16	639.93	821.70	824.19	525.39	861.54	824.19	871.50
軽油	23.22	46.44	38.70	36.12	30.96	30.96	30.96	25.80	28.38
A重油	1956.62	1,379.39	1,574.51	1,422.75	1,544.70	1,363.13	1,525.73	1,327.90	1,303.51
液化石油ガス (LPG)	45.00	345.00	237.00	216.00	252.00	243.00	195.00	183.00	198.00
その他可燃性天然ガス	34.95	2.33	2.33	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
石灰	51.26	55.92	51.26	51.26	25.63	51.26	25.63	0.00	25.63
一般灰	7.56	5.04	5.04	5.04	7.56	5.04	5.04	5.04	5.04
無煙灰									
電気の使用	8345.73	7,617.93	8,199.69	8,209.50	7,713.79	7,095.55	7,288.63	7,474.24	4,888.39
一般電気事業者から供給された電気の使 用									
上記以外の買電	0.00	261.12	285.14	180.03	373.33	320.22	295.55	93.27	2,664.17
一般廃棄物の焼却のうち廃プラスチックの焼却量	8591.55	8,517.11	8,649.64	8,286.54	6,686.30	6,674.79	8,155.01	8,051.67	7,930.26
計	19,775.54	18,697.72	19,683.23	19,228.93	17,465.42	16,313.98	18,383.09	17,987.43	17,917.20
庁用車燃料使用	203.82	204.69	205.46	188.87	211.82	206.04	195.60	181.54	170.24
ガソリン・LPG	25.13	25.83	16.72	29.08	38.78	26.39	35.06	32.58	32.56
軽油	228.95	230.52	222.18	217.95	250.59	232.43	230.66	214.12	202.80
計	20,004.49	18,928.24	19,905.41	19,446.88	17,716.01	16,546.42	18,613.76	18,201.55	18,120.01
合計									

(2) メタン (CH<sub>4</sub>) の排出量 (地球温暖化係数による炭素換算量 単位: t-CO<sub>2</sub>)

項目	単位	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
<b>一般廃棄物の焼却量 (廃プラを含む)</b>	t-CO <sub>2</sub>	41.31	40.95	41.59	39.84	32.15	32.09	39.21	38.64	38.06
庁用車の走行距離 km	ガソリン・LPG	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02
	ガソリン車	0.05	0.05	0.07	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06
	軽自動車	0.09	0.05	0.04	0.02	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03
	小型貨物車	0.17	0.14	0.17	0.14	0.18	0.16	0.16	0.16	0.15
	軽貨物車	0.03	0.05	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
軽油	軽油車	0.00	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0.00
	普通貨物車	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00
	特殊用途車	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02
計	41.68	41.29	41.93	40.15	32.52	32.44	39.55	38.97	38.37	

(3) 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) の排出量 (地球温暖化係数による炭素換算量 単位: t-CO<sub>2</sub>)

項目	単位	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
<b>一般廃棄物の焼却量 (廃プラを含む)</b>	t-CO <sub>2</sub>	344.68	341.69	347.01	332.44	268.24	267.78	327.16	322.44	317.57
庁用車の走行距離 km	ガソリン・LPG	1.06	0.98	0.97	1.02	1.02	1.03	1.01	0.79	0.68
	ガソリン車	1.26	1.28	1.82	1.67	1.76	1.68	1.56	1.46	1.49
	軽自動車	1.92	1.05	0.74	0.49	0.79	0.77	0.66	0.61	0.54
	小型貨物車	3.98	3.44	3.97	3.32	4.24	3.92	3.86	3.71	3.68
	軽貨物車	0.39	0.60	0.41	0.39	0.47	0.45	0.45	0.48	0.42
軽油	軽油車	0.02	0.03	0.02	0.03	0.04	0.03	0.01	0.01	0.00
	普通貨物車	0.02	0.06	0.06	0.12	0.06	0.06	0.06	0.04	0.03
	特殊用途車	0.07	0.24	0.14	0.21	0.20	0.22	0.41	0.37	0.44
計	353.40	349.36	355.13	339.69	276.83	275.95	335.18	329.90	324.86	

計 18,483.24

---

安中市  
安中市地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

令和5年4月

安中市市民環境部環境政策課環境推進係  
〒379-0133 群馬県安中市原市 65  
TEL : 027-382-1111

---







**安中市**

安中市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

編集 安中市 市民環境部 環境政策課